

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業
実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答

令和5年1月

岡山県西部衛生施設組合

広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	4	1	(1)	カ	(ア)		事業方式	水泳指導補助は別途市町教育委員会との契約とありますが、契約は、運営事業者と市町教育委員会とが契約するのでしょうか。	SPCと市町教育委員会とが契約します。
2	6	1	(1)	ク	(ア)	b	開業準備業務の対価	対価の支払は、開業準備業務終了後に事業者から請求書を発行し1ヶ月後には支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時にお示しします。
3	7	1	(1)	ク	(ウ)		収入の還元	本施設利用者等から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、組合にキャッシュバックするものとする、とありますが、逆に提案時想定を下回った場合については、一部補填することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	収入が提案時想定を下回った場合の補填は想定していません。
4	7	1	(1)	ク	(ウ)		収入の還元	組合市町の住民等に対する無料参加のイベント開催等、多様な提案を期待する、とありますが、キャッシュバックではなく、上記のようなイベント提案等が望まれており、評価される、との理解でよろしいでしょうか。	キャッシュバックは必須とし、その上でイベント提案等も期待しています。
5	10	2	(2)	イ	(エ)		参加資格確認申請書の受付	参加資格確認申請書の受付締切日において入札参加者が1者の場合は入札を中止するとありますが、中止した場合、事業内容を見直し再公募を行うという理解よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	10	2	(2)	イ	(エ)		参加資格確認申請書の受付	参加資格確認申請書の受付締切日において入札参加者が1者の場合は入札を中止するとありますが、参加資格確認時点では2者応募者が存在し、その後1者が応募を辞退した場合も入札を中止するとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格確認申請書の受付締切後に辞退し、応募者が1者になった場合、入札は中止しません。

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
7	12	2	(3)	イ	(イ)	b	入札参加要件	・「官公庁が発注した公共施設等の建築一式工事を・・・施工した実績」について、官公庁及び公共施設等の定義を教えてください。公務員が利用する宿舎(公務員組合発注)の実績は認めて頂けませんか。	「官公庁」は、官庁及び地方公共団体の役所とし、公務員組合の発注実績は認めません。
8	13	1	(6)	イ			敷地条件	「実施方針(案)に関する質問」No.57において、「敷地内の水路は残してください」と回答されていますが、対象となる水路を図示にて示していただけませんか？	要求水準書(添付資料5)の仮設防災計画平面図をご確認ください。素掘り側溝、町道新庄613号線の側溝及び計画対象①の既設水路が対象です。
9	13	2	(3)	ウ	(イ)		入札参加者の制限	組合市町の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者は入札参加者になることはできません。とありますが、参加資格確認申請書の受付締切までに登録できる機会を設けるという理解でよろしいでしょうか。	参加資格確認申請の受付については、年度途中での受付を行わない市町もありますので、詳細は各市町のHP等で確認し申請してください。
10	26						資料1 リスク分担表	No.26, 27物価変動について、主分担が組合と事業者の両者となっている理由、想定されている負担するリスクをご教示ください。	詳細は、入札公告時にお示しします。
11	28						資料1 リスク分担表	No.58維持管理、運営費用上昇について、組合の指示とはどのようなものを想定されているのかご教示ください。	業務項目の追加等を想定しています。
12							その他	事業敷地は過去ゴミ焼却施設等の建設はなく、土壌汚染等は発生していないという理解でよろしかったでしょうか。	事業敷地は、過去にごみ焼却施設がありましたので土壌汚染等調査を行っており、今後、土壌汚染等処理を実施いたします。閲覧資料である各報告書を公表しますので、ご確認ください。

広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業

実施方針に関する意見への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	意見内容	回答
1	7	1	(1)	コ			光熱水費の負担	光熱水費はサービス対価に含め、提案額に応じて、組合が定期的に支払う、とありますが、昨今光熱水費が右肩上がりで上昇している状況にあり、今後更なる高騰も想定されることから、事業者リスクとせず、実費精算項目とすることをご検討ください。	原案どおりとします。 詳細については入札公告時にお示しします。

広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			4	1	(3)	ア				整備面積表	質問回答で「諸室ごとの想定面積から減少される場合は-5%を限度とする。」となっておりますが、例えば温浴施設140~200㎡については、133㎡(140×0.95)が下限と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○			4	1	(3)	ア				表1-1	各面積の指定は、エリアごとで設定されており、各室での指定は無いとの認識で宜しいでしょうか。	各室での指定はしておりませんが、要求水準書(案)参考資料1必要諸室リストを参考に各室の面積を設定してください。
3	○			6	1	(3)	ウ	(オ)			※	大規模修繕の定義で具体的な金額は今後要求水準書に示されるという認識でよろしいでしょうか？	大規模修繕について、金額による定義は行わない予定です。
4	○			7	1	(3)	エ	(ア)	b		開業準備業務の対価	本施設の開業準備業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額で、事業契約書に定める額を事業者に対し支払うとありますが、支払い時期についてご教示ください。	入札公告時にお示しします。
5	○			8	1	(3)	エ	(ウ)			本施設利用者等から得る収入の還元	組合市町の住民等に対する無料参加のイベントの開催についてはどれぐらいの頻度を期待しているのでしょうか。	無料参加のイベントについては、多様な提案の一例として記載しているものであり、特に指定するものではありません。
6	○			8	1	(3)	エ	(オ)			光熱水費の負担	電気については、新ごみ焼却施設が自己託送とする可能性があるため、電気小売業との契約は一定の制限がかかるかとありますが、一定の制限についてご教示ください。	要求水準書(案)を修正します。本施設の受電(買電)について、新ごみ焼却施設及び組合他施設と同一の電気小売事業者との契約となる可能性があります。
7	○			8	1	(3)	エ	(オ)			光熱水費の負担	新ごみ焼却施設が自己託送を行う可能性があるため電気小売業との契約に一定の制限がかかるかとありますが、新ごみ焼却施設より電気の提供を受ける場合無償で電気の提供を受けることができるという理解でよろしいでしょうか。	自己託送制度については、経済産業省(資源エネルギー庁)HPを参照ください。新ごみ焼却施設より自営線による電気の直接供給は行いません。合わせてNo.6の回答を参照してください。
8	○			8	1	(3)	エ	(オ)			光熱水費の負担	電気小売業との契約は一定の制限がかかる。と記載ありますが、詳細は協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。また、事業者は自由に電気小売業を選択し契約できるという理解でよろしいでしょうか。	前段:No.6の回答を参照してください。 後段:No.6の契約内容より、良い契約内容の場合に限り可とします。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
9				9	1	(3)	オ				事業スケジュール	運営開始を早める提案は拒まないとはありますが、運営開始を早めた場合、その日数に応じた維持管理・運営費のサービス対価が別途支払われるという理解でよろしいでしょうか。	運営開始を早めた場合でも、組合が支払うサービス対価は、予定価格の範囲内となります。
10	○			9	1	(3)	オ				事業スケジュール(予定)	維持管理期間は、『施設引渡し日～』と示されておりますが、施設引渡し日とは、建設・工事監理業務完了日と理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	○			13	1	(6)	ア				表1-3 事業用地の概要	熱源供給について、高温水(75～85℃)にて供給予定とありますが、供給予定温度に満たない温水が供給された場合のリスクは貴組合という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)添付資料9-1の内容(供給温度)を修正し、新ごみ焼却施設取り合い点で高温水(100℃程度)にて供給することとします。事業者の責めに帰すべき理由以外(例:新ごみ焼却施設の緊急停止等)で熱供給が行われなかった場合のリスクは組合とします。リスク回避の方法として、予備ボイラーを設置することとします。なお、予備ボイラー整備費用は設計・建設業務のサービス対価に、また、当該設備に係る光熱水費または保守管理費等も維持管理・運營業務のサービス対価に含まれるものとします。
12	○			13	1	(6)	ア				熱源供給	高温水供給温度を75～85℃とされておりますが、どのくらいの温度低下を想定されておられますでしょうか。またボイラー等を使い再度加熱しての使用を想定されておられますでしょうか。ご教示お願いいたします。	前段:No.11の回答をご確認ください。 後段:予備ボイラーを常時再加熱する補助ボイラーとしての運用は想定していません。
13	○			13	1	(6)	ア				熱源供給	高温水の供給量は1時間当り最低何tonを保証していただけますでしょうか？	ごみ焼却施設側での最大熱交換量2,900MJ/hとし、300L/min程度を想定しています。その範囲内で最大限有効かつ省エネルギーとなるような熱利用方式についての提案を期待しています。なお、必要に応じて協議を行うことも可能とします。
14	○			14	1	(6)	エ	(ア)			表1-4	表で営業時間が示されていますが、プール、温浴施設等は、更衣の時間を考慮して営業時間の範囲で利用時間を設定することは可能でしょうか？	可能です。
15	○			14	1	(6)	エ	(イ)			利用料金	学校利用に関する利用料金は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。想定されている利用料金等がありましたらご教示ください。	利用料金は要求水準書(案)表1-5に示す金額を上限とし、学校利用を含む団体利用等の料金形態は事業者提案とします。
16	○			16	1	(6)	エ	(ウ)	d		コミュニティスペース	占有利用を提案する際、イベント等を提案し利用者から利用料を徴収する提案も可能という理解でよろしかったでしょうか。	自主事業として提案可能です。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
17	○			17	1	(6)	カ					2022年4月に健康増進施設の認定基準が緩和されていますが、最新の基準が確保されていればよいという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
18	○			19	2	(1)	ウ				設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	配置する主任技術者、担当技術者については、資格要件、実績等は問われないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、建築士法等の法令は順守してください。
19	○			19	2	(2)					事前調査業務	事前調査の中に土壌調査が記載されていますが、先に公表されました「敷地調査の結果と対策について」にて事前に対策工事が行われるものと考えます。設計業務として行う土壌調査はどのようなものを想定されているのでしょうか。調査の必要とともに、ご提示ください。	土壌調査は不要とします。要求水準書(案)を修正します。
20	○			23	2	(3)	ア	(イ)			ユニバーサルデザイン	表2-1 ユニバーサルデザイン対応における基本的な考え方の中に『風呂・洗い場・脱衣所の項目に脱衣所の洗面台は天板下を解放し、車いすの入るスペースを設けること。』と示されていますが、洗面台の1か所以上を満たすと考えてよろしいでしょうか。	男女毎に1か所以上として、お見込みのとおりです。
21	○			24	2	(3)	エ	(ア)	a	(c)	各種機器の集中管理	『各種機器の集中管理パネルを事務室に設置し、』とありますが、集中管理が必要な機器は、照明設備・空調設備・施設内放送設備・警備防災設備・自動火災報知設備・自動閉鎖防排煙設備と理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。列記いただいた項目以外のものを含んでも構いません。
22	○			25	2	(3)	エ	(イ)	a	(b)	重要負荷のコンセント	『重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。』と示されていますが、重要負荷として想定される機器があればお示ください。	重要負荷として把握している機器はありません。
23	○			25	2	(3)	エ	(イ)	a	(g)	照明の一括管理	『各室において、照明の一括管理ができる』と示されていますが、『各室において』とは、各室ごとに集中リモコンスイッチを設ければ、全館集中リモコンは不要と理解すればよろしいでしょうか。	全館でも照明の一括管理ができるようにしてください。要求水準書(案)を修正します。
24	○			25	2	(3)	エ	(イ)	a	(h)	電源の一括管理	『事務室等において、電源の一括管理ができる』と示されていますが、意図するところをご提示ください。	記載のとおりとします。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
25	○			25	2	(3)	エ	(イ)	a	(i)	照明装置	『照明装置には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。』とありますが、LED照明を採用した場合、飛散の防止であれば、不要と考えてよろしいでしょうか。	LED照明においても、必要に応じて安全対策を講じてください。
26	○			25	2	(3)	エ	(イ)	b	(a)	情報通信設備	『有線LAN用の配管配線・情報コンセント(中継HUBを含む)を設け、無線LAN(Wi-Fiルーター含む)が利用できるよう整備すること。』とありますが、無線LAN(Wi-Fiルーター含む)等の機器は、必要に応じてリース等で設置するなど、運營業務に含まれると考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	○			26	2	(3)	エ	(イ)	e	(d)	受変電設備	『大雨による浸水に配慮し地階への設置は避けるが、洪水等の浸水被害の可能性がない敷地であることから上層階への設置は必須としない。』と示されておりますが、受変電設備は屋内設置が要求水準でしょうか。 屋外設置キュービクルも可と考えてよろしいでしょうか。	地階以外に設置するなど、浸水被害を受けにくい配置としてください。
28	○			26	2	(3)	エ	(イ)	f		直流電源装置	『建築基準法に準拠し、非常用照明設備の非常電源として直流電源装置を設置する。』と示されておりますが、非常用照明設備の電源を別置型とし、蓄電池内蔵非常用照明器具でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	○			27	2	(3)	エ	(イ)	j		自動火災報知設備・自動閉鎖防排煙設備	自動閉鎖防排煙設備とは、自動閉鎖設備(防火戸等)と防排煙設備のことと考えてよろしいでしょうか。 自動閉鎖防排煙設備については、設ける場合の要求であり、計画により不要であれば、なしと考えてよろしいでしょうか。	前段:自動で閉鎖する防排煙設備(防火戸等)の設置を求めています。 後段:お見込みのとおりです。
30	○			28	2	(3)	エ	(ウ)	c		自動制御設備	『空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能とすること。』とありますが、全ての室について遠方発停制御が必要でしょうか。 遠方発停制御が必要と想定される室をお示ください。	前段:記載のとおりとします。 後段:空調設備と換気設備を設置している室を想定しています。
31	○			29	2	(3)	エ	(イ)	a	(c)	給水設備	『災害応急対策活動上必要な給水機能を確保する。』と示されておりますが、災害応急対策活動上必要な給水機能とはどのような機能を想定されておられますでしょうか。	事業者提案や事業者と構成市町が締結する災害協定によりますが、常設とすることを求めるものではありません。
32	○			29	2	(3)	エ	(イ)	c	(e)	衛生設備等	『メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ピットを設けること。』と示されておりますが、配管のある部分はすべてピットを設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、メンテナンスのしやすさを考慮しながら臨機応変に計画してください。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
33	○			30	2	(3)	エ	(エ)	e	(b)	熱利用設備	返送する温水は供給時と同一の水質を保ち返送するとありますが、新ごみ焼却施設から送られてくる温水の水質が基準に満たしていない場合、事業者は水質改善義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にお見込みのとおりですが、事業者にて設置した熱供給設備の不具合や保守管理の不備に起因して水質基準が保たれなくなった場合は、事業者にて賠償責任を負うことになります。
34	○			30	2	(3)	エ	(エ)	f	(c)	ろ過設備	計画入浴者数と記載ありますが、入浴者数は事業者が計画するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、風呂・洗い場にて示している「男女別に1時間当たりの利用者を30名以上として計画すること」は順守してください。
35	○			31	2	(3)	オ	(イ)			上水道	上水道の引き込みに係る負担金については組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	○			33	2	(3)	カ	(ア)			災害時等の施設安全性の確保	『災害等の発生時に施設利用者が一時的に退避できるスペースを確保すること』と示されておりますが、これは『(イ) 避難所利用諸室』に示される、『災害時に避難所として利用される諸室』と同一のスペースとの理解でよろしいでしょうか。	災害等の発生時に施設利用者が一時的に退避できるスペースは施設の利用導線に関わるため、事業者提案とします。 なお、(イ) 避難所利用諸室の記述は全文削除するよう、要求水準書(案)を修正します。
37	○			33	2	(3)	カ	(ア)			避難所利用諸室	避難所利用及び温浴施設の一般開放については、別途締結する事業者との災害協定によることとする。と記載ありますが、避難所利用に関する対応費については、災害協定にて取り決めた費用を貴組合にて負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	災害協定に基づき発生した経費の負担については、基本的には利用者(組合市町)負担となりますが、災害協定の締結の際に別途協議し決定することを想定しています。
38	○			33	2	(3)	カ	(イ)			避難所利用諸室	災害時に避難所として利用される諸室の環境として必要な設備(照明・空調・換気・衛生)についてご指示下さい。その環境確保のために非常用発電機設備の必要があると考えてよろしいでしょうか。	前段: 避難所としての利用は、完成後の本施設の諸室形態により判断されると想定しています。 後段: 本事業における非常用発電機の設置は想定していません。
39	○			33	2	(3)	カ	(イ)			避難所利用諸室	避難所としての利用及び「温浴施設」の一般開放については、別途締結する事業者と組合市町との災害協定によることとありますが、災害時の利用を可能とする設備の設置が必要があると考えてよろしいでしょうか。また、給湯に必要な熱利用設備の供給はあるものと考えてよろしいでしょうか。	前段: 災害時の温浴施設の一般開放については、停電や断水の復旧後に使用可能となった状態からを想定しています。災害時の利用を可能とする自家発電設備や給水機能を設ける想定はありません。 後段: 新ごみ焼却施設は災害発生時の緊急停止後、48時間以内の復旧を目指しており、熱供給配管等に損傷がない場合は熱供給も同時に復旧することを見込んでいます。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
40	○			34	2	(3)	キ	(7)	a	(c)	屋内温水	学校利用時において45人以上が同時利用する計画とありますが、実施方針の質疑回答にて1度に利用する想定最大人数は45人と回答いただいております。最大45人か45人以上のどちらが正しいのでしょうか。	屋内温水プールの施設整備において、学校利用時において45人以上が同時利用する計画としてください。
41	○			35	2	(3)	キ	(7)	c	(b)	器具庫	学校利用時に使用する備品は事業者にて用意するとありますが、備品整備にはサービス対価を活用しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	○			35	2	(3)	キ	(7)	C	(b)		学校利用時に使用する備品について、提供された備品リストに載ってないものは別途予算化されるという認識でよろしいでしょうか？	本事業において別途予算化する予定はありません。
43	○			35	2	(3)	キ	(7)	c	(b)	備品	学校利用時に使用する備品については、学校利用がない時は、一般利用できるという認識でよろしいでしょうか。また、学校利用備品と一般備品は分けて保管した方がよろしいでしょうか。分ける場合は、「参考資料2 備品等リスト」も分けてお示しいたきたいです。	前段：お見込みのとおりです。 中段：学校利用は将来的なものであるため、学校利用のために用意する備品はありません。 後段：前段及び中段のとおりです。
44	○			36	2	(3)	キ	(イ)	b		スタジオ	スタジオの設置位置はトレーニング室に併設して設置する必要はなく、位置は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	○			38	2	(3)	キ	(オ)	a		エントランス・ロビー	概ね130㎡以上を確保する。風除室を設置すること。との記載がありますが、風除室を含んで130㎡以上を確保すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	○			39	2	(3)	キ	(オ)	c	(b)	救護室・監視スペース	『救護室・監視スペースは事務室内とし、AED(自動体外式除細動器)を設置すること。』と示されておりますが、f その他(b)には、『AEDは事務室付近の廊下に設置すること』との記載もあり、要求の設置位置が異なります。どちらの設置かお示ください。もしくは2か所の必要があれば、お示ください。	要求水準書(案)及び参考資料2 備品等リストを修正します。AED(自動体外式除細動器)は2か所以上設置してください。また、AEDの適正配置に関するガイドライン(平成30年12月25日一般財団法人日本救急医療財団)等の最新の基準を基に設定してください。
47	○			39	2	(3)	キ	(オ)	f	(b)	その他	AEDを事務室付近の廊下に設置すること。とありますが、救護室・監視スペースに設置するAEDとは別にAEDを設置する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。No.46の回答もご確認ください。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
48	○			40	2	(3)	キ	(カ)	a	(h)	駐車場	「バス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備すること」とありますが、対象とするバスの大きさをご教授ください。	現時点では具体的な想定はありませんが、学校利用にて利用する児童が全員乗れる大きさとして、大型バスの想定で提案してください。
49	○			41	2	(3)	キ	(カ)	d	(g)	サイン計画	町道613号線に面し、視認しやすい位置に1か所以上設置すること。との記載がありますが、設置ヶ所の土地所得もしくは所有者との賃料等の負担は事業者となるのでしょうか。	事業用地内での設置を想定しています。
50	○			44	3	(1)	イ				業務期間	令和8年11月末日までに建設工事を完了すること。とありますが、記載の時期より前倒しで工事を完了しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	○			51	4	(1)	イ					統括管理業務の業務開始日は、運営開始日を基に事業者が計画とありますが、設計・建設期間を含むという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。要求水準書(案)等を修正します。
52	○			52	4	(2)	ア			(a)	実施体制	適切に管理運営することができる人員の配置を行うこととありますが、適切に管理ができれば非常駐でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	○			52	4	(2)	ア			(b)	実施体制	防火管理者を配置するとありますが、施設に勤務する職員を防火管理者に選任すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	甲種防火管理者の資格を有する者を1名配置することとし、常駐は必須ではありません。
54	○			55	5	(2)	ア			(d)	広報活動	環境学習用DVDを作成するとありますが、紹介内容の情報提供等は貴組合より共有いただき、事業者が作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	○			59	6	(1)	キ	(イ)			実施体制	総括責任者と各業務責任者は兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	兼務可能とします。
56	○			63	6	(3)	イ			(b)	日常保守点検業務	点検の結果、大規模な補改修の必要が見込まれるときは、見積を提出し協議の上施工すること。とありますが、改修を実施する場合の費用は貴組合負担という理解でよろしいでしょうか。	協議の結果、大規模改修に当たる場合は別途組合が予算を確保するものとし、その他の場合は修繕費での対応とします。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
57	○			69	6	(8)				(d)	修繕業務	必須施設の修繕に必要な経費として、年間5,000千円(税別)を計上する。とありますが、年間の修繕費が5,000千円を超えた場合、貴組合にて修繕を実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に、維持管理業務に係るサービス対価の一部として毎年度5,000千円(税別)を支払う事としており、経常修繕及び計画修繕についてはその総額の範囲内で実施いただくことを期待しています。なお、単年度内に消化しなかった修繕費用は翌年度以降に繰り延べて消化することも可能です。
58	○			69	6	(8)				(d)	修繕業務	年間5,000千円計上するとありますが、事業期間である20年×5,000千円/年=100,000千円/20年が本事業にて事業者が使える修繕費であると理解していますが、100,000千円を超えた修繕は貴組合にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.57の回答を参照してください。
59	○			69	6	(8)					修繕業務	必須施設の修繕に必要な費用として、年間5,000千円(税別)を計上し、組合はこの金額を維持管理業務に係るサービス対価の一部として、毎年支払うこととする、とありますが、修繕費としては「5,000千円」を固定額として提案し、経常修繕にかかった実績金額の変動リスクは事業者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	○			70	7	(1)	ア				業務の対象範囲	運営業務に際して必要と考えられる消耗品はサービス対価を利用して用意・更新するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	○			73	7	(1)	ケ	(カ)				要件を満たさない従業員(短期アルバイト等)は健康診断の対象ではないという認識で良いでしょうか？	事業者の提案によるものとします。
62	○			74	7	(1)	ケ	(キ)		(c)	緊急時の対応	災害時等の対応として生じた経費や修繕費は協議とありますが、費用については全て貴組合に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	災害協定に基づき発生した経費の負担については、基本的には利用者(組合市町)負担となりますが、災害協定の締結の際に別途協議し決定します。
63	○			81	7	(7)	イ			(a)	組合市町の占用利用調整業務	自主事業を行える日程の範囲を把握するために、組合市町による占用利用について、年間何日ぐらいを想定しておられるかお示ください。	現時点で、組合市町による占用利用の想定はありません。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
64	○			81	7	(7)	イ			(a)	組合市町の占有利用調整業務	組合市町による占有利用を実施される場合、予め規定した占有利用料金を徴収できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	○			82	7	(8)				(d)		「学校利用を優先」とありますが、学校利用により、計画している自主事業が開催できない場合は、補填等考慮していただけますか？	要求水準書(案)を一部修正します。学校利用については、各事業年度の前年度に教育委員会との協議を行うため、自主事業は学校利用の導入の状況を踏まえて計画し、実施していただくことを想定しています。学校利用を優先することにより事業収入の減少が発生した場合の補填や、定休日に学校利用を実施することに伴う経費は各教育委員会との契約の中で学校利用の対価に含むものと考えており、本事業において組合から補填は行いません。
66		3-1									事業用地敷地範囲図	事業者は事業用地範囲内で本事業の事業用地範囲を設定、提案できるという理解でよろしいでしょうか。	事業用地範囲内で整備対象範囲を設定、提案することは可能ですが、事業用地範囲を狭めることはできません。No.68の回答も参照してください。
67		3-1									事業用地敷地範囲図	事業用地範囲を設定できる場合、事業用地範囲外は管理が不要であり、事業用地範囲外において発生したトラブル等の責任は貴組合が負うという理解でよろしいでしょうか。	事業用地範囲の設定については、No.66の回答のとおりです。なお、整備対象範囲を含む事業用地範囲は、全て維持管理業務の対象範囲であり、そこで発生したトラブル等の責任は原則として事業者が負うものとします。
68		3-1									敷地条件	「(添付資料3-1)事業用地敷地範囲図」に事業用地範囲と計画対象①、計画対象②が示されていますが、事業用地範囲が計画敷地と考えてよいでしょうか？また各範囲に計画上の制約等はありませんでしょうか？	前段：計画対象①・②が要求水準に示す整備対象範囲です。計画対象①・②以外の事業用地範囲は、維持管理業務の対象範囲であり、事業者の提案により通路や階段等を整備することも可能とします。 後段：計画対象①については、50cmを超える形質変更を行うと都市計画法第33条に基づく開発行為許可申請が必要となります。また、土壌汚染対策法に基づく届出の必要があります。また、計画対象②については、旧倉庫跡地を掘削する場合に土壌汚染対策法に係る制約があります。詳細については閲覧資料の資料6 土壌汚染等調査報告書をご確認ください。
69		4									液状化	地質調査報告書によると砂質土が確認されております。液状化について何か試験はされておりますか。又は、される予定はありますか。今回工事について液状化対策はどの程度お考えですか。	液状化は想定していません。
70			○								参考資料2 備品等リスト	備品等リストに記載の数量については、参考という理解でよろしいでしょうか。 例えば諸室計画の中で記載数量以上の備品が必要なケースもあれば記載数量を配置できないケースもあるため、数量を参考とし、事業者の自由な提案としていただけないでしょうか。	お見込みのとおり。 備品の品目、仕様及び数量において合理的な範囲内で事業者の提案を可とします。

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
71			○								参考資料2 備品リスト	提供された備品リストの全てが笠岡市物品管理規則の適用を受けるものではなく、参考という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。No.70の回答と合わせてご確認ください。
72			○								参考資料2 備品リスト	トレーニング機器について内訳別紙となっておりますが、要求水準に示されるという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
73			○								参考資料3 学校利用に関する 支援業務	学校利用の利用回数等は未定とありますが、参考に直近3年間の水泳事業の実施回数をご教示ください。	入札公告時にお示します。
74			○								参考資料3 学校利用に関する 支援業務	学校利用に関する期間について、笠岡市は定休日を利用して利用することを想定と記載ありますが、実施期間は6月～7月に限らず年間内の定休日を利用することを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75			○								参考資料3 学校利用に関する 支援業務	学校利用に関する期間について、里庄町については6月～7月に実施することを想定と記載があることから、平日での実施を想定しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76			○								参考資料3 学校利用に関する 支援業務	「(参考資料3)学校利用に関する支援業務」【共通事項】(3)に「男女別に45名程度実施する可能性があることから・・・」とありますが、これは男女混合で計45名と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、校種によっては男子のみ、女子のみで実施することを想定している組合市町もあります。

広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	意見内容	回答
1	○			6	1	(3)	ウ	(カ)			運営業務	運営業務を列挙いただいておりますが、P38(オ)ロビーaエントランス・ロビー(d)でお示しいただいている「利用者の環境学習に繋がる展示」が運営業務に含まれていないため、追記されてはいかがでしょうか。	要求水準書(案)へ追記します。
2	○			14	1	(6)	エ	(7)			営業日数・営業時間	営業時間が平日、土日祝日同様とする。と記載ありますが、時期や施設用途により需要変動があるため、適切な運営を行えるよう営業時間の設定は事業者の提案としていただきたく。ご検討お願い致します。	「営業時間は、表1-4を基本としつつ、曜日や施設別の設定については事業者提案を可とする。」に要求水準書(案)を修正します。なお、表1-4に示す以外の内容を提案する場合には、提案までに事前に組合と協議してください。
3	○			34	2	(3)	キ	(7)	a	(a)	温水プール	レーン幅は均等とすること、とありますが、(d)に障がい者が車椅子で入水できるスロープ形式のレーンを設けることとあります。そのため、入水できるレーンは車椅子幅にも配慮して、他のレーンよりも広くとることも可能とされてはいかがでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
4	○			52	4	(2)	ウ			(a)	定例会議の開催・運営	月1回以上定例会議を実施するとありますが、開催頻度として月1回以上は過度に実施する想定であり、事業者としても負担が大きいと思料いたします。事業者の負担軽減のため、4半期に1回をベースに、必要に応じて臨時に定例会を開催する頻度に変更いただけないでしょうか。	会議の頻度については、事業者の提案を踏まえ、組合が決定します。
5		10									主な維持管理業務項目詳細一覧	維持管理業務の項目及び実施回数が見られていますが、本書の通り業務を実施すると規定されると、仕様発注方式に近くなり、PFIの主旨である事業者の創意工夫や提案を発揮できる余地がなくなるため、本書は参考とし、業務内容や回数は提案とさせていただきます。	ご意見として承ります。